

政令第 号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号を次のように改める。

十五 一・二・ジクロロエチレン

第二条に次の二号を加える。

二十七 塩化ビニルモノマー

二十八 一・四・ジオキサソ

第三条の三中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げ、第二十七号を削り、第二十八号を第二十五号とし、第二十九号から第五十二号までを三号ずつ繰り上げ、同条に次の六号を

加える。

五十 クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）

五十一 マンガン及びその化合物

五十二 鉄及びその化合物

五十三 銅及びその化合物

五十四 亜鉛及びその化合物

五十五 フエノール類及びその塩類

別表第一第一号二中「掘さく用」を「掘削用」に改め、同表第十号へ中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」

に改め、同表第十六号中「めん類製造業」を「麵類製造業」に改め、同表第二十八号口中「さく酸エステル

製造施設」を「酢酸エステル製造施設」に、「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同号八中「メチルア

ルコール蒸りゆう施設」を「メチルアルコール蒸留施設」に改め、同号二、同表第三十号口、同表第三十一

号イ及び同表第三十三号ホ中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同号へ中「溶剤蒸りゆう施設」を「

溶剤蒸留施設」に改め、同表第三十五号イ並びに同表第三十七号二、ホ及びトからりまでの規定中「蒸りゆ

う施設」を「蒸留施設」に改め、同号ヲ中「メチルアルコール蒸りゆう施設」を「メチルアルコール蒸留施設」に改め、同表第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四・ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）

別表第一第四十号中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同表第四十五号中「フルフラール蒸りゆう施設」を「フルフラール蒸留施設」に改め、同表第五十一号口中「原油常圧蒸りゆう施設」を「原油常圧蒸留施設」に改め、同表第六十六号の七を同表第六十六号の八とし、同表第六十六号の六を同表第六十六号の七とし、同表第六十六号の五中「第六十六号の七」を「第六十六号の八」に改め、同号を第六十六号の六とし、同表第六十六号の四を同表第六十六号の五とし、同表第六十六号の三を同表第六十六号の四とし、同表第六十六号の二口中「洗たく施設」を「洗濯施設」に改め、同号を同表第六十六号の三とし、同表第六十六号の次に次の一号を加える。

六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四・ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
別表第一第六十七号中「洗たく業」を「洗濯業」に改める。

別表第三第三十四号中「別表第一第六十六号の二」を「別表第一第六十六号の三」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

(下水道法施行令の一部改正)

2 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「別表第一第六十六号の二」を「別表第一第六十六号の三」に改める。

第九条の七第一号中「別表第一第六十六号の三から第六十六号の七まで」を「別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正)

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第五の六の項中「第六十六号の二八」を「第六十六号の三八」に改める。

理由

塩化ビニルモノマー等による水質の汚濁を防止するため、これらの物質を有害物質として指定する等の必要があるからである。